

■労働者に占める女性労働者の割合（令和5年度）

区分	正職員	準職員	合計
男性	185人	163人	348人
女性	299人	518人	817人
合計	484人	681人	1165人
女性労働者の割合	62%	76%	70%

- ・令和5年4月1日時点
- ・正職員：市区社協事務局正職員、児童館正職員、介護保険事業正職員、老人福祉センター正職員
- ・準職員：契約職員、臨時職員他

■男女の賃金の差異（令和5年度）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	82.6%
正職員	89.3%
準職員	120.8%

- ・対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- ・正職員：市区社協事務局正職員、児童館正職員、介護保険事業正職員、老人福祉センター正職員
- ・準職員：契約職員、臨時職員他
- ・賃金：通勤手当を含む

この結果は、近年の新規採用者の女性の比率が高いこと、育児休業する職員の女性の比率が高いことや休業期間が長いことのほか、管理職の女性の比率が低いことから生じています。

本会としては、女性正規職員に存分に能力を発揮してもらうことで、中長期的に女性管理職の比率を高め、この賃金比率を是正していかなければならないと考えています。